

北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方

I 条例制定の背景及び目的

いじめは、決して許されないことであるが、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、全ての学校において、いじめの未然防止や早期発見・早期解消（以下「いじめの防止等」という。）に努めているところ。

しかしながら、いじめが背景事情として認められる子どもの自殺事案が全国的に発生していることや、道内においても、いじめの認知件数が年間3,000件を超えていることなど、極めて憂慮すべき状況が続いている。

このため、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の内容及び「北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）検討委員会」（以下「検討委員会」という。）での議論等を踏まえ、本道におけるいじめの根絶に向けた社会全体の機運を高め、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進めることを目的に、北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）を制定することとする。

II 条文化に当たっての基本的な方針

道の施策の成果や課題、検討委員会での議論、法の趣旨・内容等を踏まえ、次のような規定を整備する。

- ① 法で道に義務が課せられている事項を適切に実施するための規定
- ② 法で道に努力義務が課せられている事項を確実かつ適切に実施するための規定
- ③ 本道のいじめ防止等の対策の成果や課題を踏まえた独自の規定
- ④ 本道のいじめ防止等の対策に係る重要事項や、法で市町村や市町村が設置する学校に義務又は努力義務が課せられている事項等が、地域の実態に応じて適切に実施されるよう、道の指導、助言又は援助に関する規定

III 条文に盛り込むべき事項

* 下線部は、道独自の規定

1 総則

(1) 目的

- ① いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進すること。
- ② 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくること。
- ③ 児童生徒の尊厳を保持すること。

(2) 用語の定義

- ① 「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
- ② 「学校」とは、道内に所在する学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- ③ 「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒
- ④ 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）

(3) 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行わなければならない。

- ① いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。
- ③ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。
- ④ いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている児童生徒に非はないという認識に立ちつつ、緊張感を持ち迅速に対応すること。

- (4) いじめの禁止
児童生徒は、いじめを行ってはならないこと。
- (5) 関係者の責務や役割
- ① 道の責務
いじめの防止等のための施策を策定し、実施すること。
 - ② 学校の設置者の責務
設置する学校におけるいじめの防止等のため、必要な措置を講ずること。
 - ③ 学校及び学校の教職員の責務
 - ・児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むこと。
 - ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処すること。【波線部：衆議院附帯決議】
 - ④ 保護者の責務
 - ・子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努めること。
 - ・子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護すること。
 - ・学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めること。
 - ⑤ 道民・事業者の役割
 - ・地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努めること。
 - ・いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に通報するよう努めること。
- (6) 学校法人、国立大学法人及び学校設置会社との連携等
道は、学校法人、国立大学法人及び学校設置会社に対し、法及びこの条例の趣旨を踏まえ、いじめ防止等の対策について必要な要請を行うこと。
- (7) 国との連携等
道は、いじめの防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請すること。

2 いじめ防止基本方針等

- (1) いじめ防止基本方針
- ① 道は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めること。【努力規定→義務規定】
 - ② 道は、いじめ防止基本方針を定めるに当たり、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずること。
 - ③ 道は、いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく公表すること。
 - ④ 道が設置する学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めること。
 - ⑤ 道が設置する学校は、いじめ防止基本方針を保護者や地域住民へ遅滞なく公表し、理解と協力を得るよう努めること。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会
- ① 道は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、第三者の参画を得つつ、いじめ問題対策連絡協議会を設置すること。【努力規定→義務規定】【波線部：衆議院・参議院附帯決議】
 - ② 道は、いじめ問題対策連絡協議会と市町村教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずること。

3 基本的施策

- (1) 道が設置する学校におけるいじめの防止
- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進すること。
 - ② いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進すること。
 - ③ 保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行うこと。
- (2) いじめの早期発見のための措置
- ① 道は、いじめの実態を適切に把握するため、質問票の使用及び児童生徒への面談等による定期的な調査その他必要な措置を講ずること。【波線部：参議院附帯決議】

- ② 道は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずること。
 - ③ 道及びその設置する学校は、いじめに係る相談体制を整備すること。
 - ④ 道及びその設置する学校は、相談体制の整備に当たり、いじめを受けた児童生徒の権利等が擁護されるよう配慮すること。
- (3) 関係機関等との連携等
道は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備を図ること。【努力規定→義務規定】
- (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
① 道は、研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずること。
② 道が設置する学校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行うこと。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
① 道及びその設置する学校は、インターネットを通じて行われるいじめに対処するための啓発活動を行うこと。
② 道は、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備に努めること。
- (6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等
道は、いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及すること。
- (7) 啓発活動
道は、いじめの防止や相談制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと。
- (8) 財政上の措置等
道は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めること。

4 いじめの防止等に関する措置

- (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
道が設置する学校は、教職員、スクールカウンセラー等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くこと。
- (2) いじめに対する措置
① 児童生徒からいじめに係る相談を受けた者は、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとること。
② 道が設置する学校は、いじめの通報を受けたときなど児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、その結果を道に報告し、道は必要な措置を行うこと。
③ 道が設置する学校は、いじめが確認された場合には、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得て対応すること。
・いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援【波線部：衆議院附帯決議】
・いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
④ 道が設置する学校は、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずること。
⑤ 道が設置する学校は、いじめに関係した児童生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、情報を共有するなど必要な措置を講ずること。
⑥ 道が設置する学校は、いじめが犯罪行為と認めるときは警察との連携を図ること。
- (3) いじめを行った児童生徒への懲戒及び出席停止制度の適切な運用等
① 道が設置する学校の校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童生徒への懲戒を加えること。
② 道は、市町村の教育委員会が、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心

して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることができるよう取り組むこと。

(4) 学校相互間の連携協力体制の整備

道は、市町村、学校法人等と連携し、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても適切な対応を行うため、学校相互間の連携協力体制を整備すること。

(5) 学校間の引継ぎ

道は、市町村、学校法人等と連携し、指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際し、学校間の引継ぎが適切に行われるよう、必要な措置を講ずること。

(6) 大学等との連携

① 道は、大学や民間団体等と連携し、教職員研修の充実や共同研究等に取り組むとともに、道内外の先進的な取組に係る情報収集を行うこと。

② 道は、大学において行われる教員の養成に対して、大学の求めに応じて協力するとともに、必要な要請を行うこと。

③ 道は、大学や民間団体等と連携し、いじめの防止等に係る教職員の積極的な研究活動を促進すること。

(7) 点検・評価の実施及び不断の見直し

道は、いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表するとともに、不断の見直しを行うこと。

5 重大事態への対処

(1) 道、学校による対処

① 道又はその設置する学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施すること。

② 道は、①の調査を行うに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ること。

③ 道又はその設置する学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供すること。

④ 道はその設置する学校が①の調査を行う場合は、必要な指導及び支援を行うこと。

(2) 道が設置する学校に係る対処

① 道が設置する学校は、重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて知事へ報告すること。

② 知事は、必要があると認めるときは、第三者の参画を得た組織を設ける等の方法により、(1)の①による調査の結果について調査を行うことができること。【波線部：衆議院・参議院附帯決議】

③ 知事は、②の調査の結果を議会に報告すること。

④ 知事及び教育委員会は、②の調査の結果を踏まえ、重大事態の発生の防止等のために必要な措置を講ずること。

(3) 私立の学校に係る対処

① 学校法人が設置する学校は、重大事態が発生した場合には、知事へ報告すること。

② 知事は、必要があると認めるときは、第三者の参画を得た組織を設ける等の方法により、調査を行うことができること。【波線部：衆議院・参議院附帯決議】

③ 知事は、②の調査の結果を踏まえ、学校法人又はその設置する学校が重大事態の発生の防止等のために必要な措置を講ずることができるよう、必要な措置を講ずること。

6 雑則

(1) 学校評価における留意事項

道は、いじめの事実が隠蔽されること等がないよう、学校評価において、いじめの防止等の取組について適正に評価が行われるために必要な措置を講ずること。

※ その他条例全体を通じて、本道のいじめ防止等の対策に係る重要事項や、法で市町村や市町村が設置する学校に義務又は努力義務が課せられている事項等が、地域の実態に応じて適切に実施されるよう、道の指導、助言又は援助に関する規定を整備する。

※ なお、今後、具体の条文化に当たって、道庁法制文書課の条文審査を受ける過程において、法制的な観点から個別の条文及び文言が変更になる場合がある。

<別紙>

これまでの検討委員会における意見並びに「いじめ防止対策推進法」に係る国会の附帯決議等を踏まえ、今後の施策の検討に当たり留意すべき事項を、現時点で整理した。

1 いじめの未然防止、早期発見・早期解消に関すること

- ① 児童生徒の人間関係やコミュニケーション能力等の実態を把握する調査を実施し、学校の教育活動全体を通じて、望ましい人間関係を形成する力やコミュニケーション能力を育成する取組を充実すること。
- ② 特別活動等において、自己及び他者の個性を理解し、互いに尊重し合う教育活動を実践することなどを通して、児童生徒が意に反して加害者になったり、他者を傷つけたりすることがないような環境を醸成すること。
- ③ いじめに直接かかわっていない児童生徒（いわゆる観衆、傍観者）に対する指導の在り方について検討すること。
- ④ 児童生徒に、「いじめはいけない」ということをしっかり理解させることができる指導の在り方について検討すること。
- ⑤ 日常の教育活動の場面において、児童生徒自身がいじめの問題を自分のこととして考え、解決策を導き出せるような機会を設けること。
- ⑥ 子ども会議などの場面において、「暗黙のうちに従わなければならない子どもたちの世界のルール」について、児童生徒自身に考えさせること。
- ⑦ 児童生徒が、教職員や親以外に相談できるような環境の構築に努めること。
- ⑧ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つとともに、法や条例における「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。【衆・参議院附帯決議】
- ⑨ いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。【参議院付帯決議】
- ⑩ いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童生徒の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。【参議院附帯決議】

2 学校や教職員の取組に関すること

- ⑪ 学校評価において、いじめの問題への対応状況や取組状況を評価項目とし、評価結果を踏まえて改善に取り組むこと。
- ⑫ いじめには様々な要因があることに鑑み、校長及び教員が学校教育法第11条の規定に基づき懲戒を加える場合には、これまでどおり教育的配慮に十分留意すること。【参議院附帯決議】

3 保護者への支援に関すること

- ⑬ 保護者が、いじめがあった場合の対処方法等を身に付けるための支援を行うこと。
- ⑭ 携帯電話を管理する立場にある保護者が、子どもに正しい使用方法などを指導するための支援を行うこと。
- ⑮ 学齢前の幼児期において、コミュニケーション能力や人間関係形成能力を育むための支援を行うこと。

4 関係機関等との連携に関すること

- ⑩ 大学との連携により、児童生徒が自分たちを取り巻くいじめの問題について理解し、解決することができるような教材などを開発すること。

5 重大事態への対処に関すること

- ⑪ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。【衆議院附帯決議】

6 その他

- ⑫ 教育環境や教育条件の整備などについて、国に要望すること。
- ⑬ 教育委員会における点検・評価の一環として、いじめの現状や課題、いじめの問題への取組状況等を関係者が共有することができる資料を作成すること。
- ⑭ いじめは学校種を問わず発生することから、条例の対象とならない学校種において、それぞれの実情に応じて適切な対策が講ぜられることについて考慮すること。【参議院付帯決議】
- ⑮ 教職員による体罰は、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。【衆議院附帯決議】

※ 衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会における附帯決議については、「北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方」に反映させたものや政府において対応すべきものを除いている。